窜京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 都 発行所 京

> 政策法務課 電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入 印刷所 中西印刷株式会社 電話 (075) 441-3155

次

告示		^°	ージ	○中国残留邦人等の円滑な帰国の
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定		~ ~	ーシ	に永住帰国した中国残留邦人会
(地域	福祉推	進課)	99	配偶者の自立の支援に関する流
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止				く指定介護機関の廃止
(")	100	○中国残留邦人等の円滑な帰国の
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止				に永住帰国した中国残留邦人
(")	"	配偶者の自立の支援に関する流
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止				く指定施術機関の指定
(")	"	
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定				公
(")	101	○大規模小売店舗立地法に基づ
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び				出
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定				○保安林の指定施業要件の変更-
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ				の公告
く指定医療機関の指定(")	"	○道路の指定 (乙訓土木事務所)
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び				2.4.5
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定				公安委
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ				○落札者の決定
く指定医療機関の廃止 (")	"	
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び				
に永住帰国した中国残留邦人等及び特定				
配偶者の自立の支援に関する法律に基づ				
く指定医療機関の休止	")	11	

○中国残留邦人等の	円滑な帰国の位	足進並び				
に永住帰国した中	国残留邦人等》	及び特定				
配偶者の自立の支	援に関する法律	非に基づ				
く指定介護機関の	廃止	(地域福	晶祉推進	課)	102	
○中国残留邦人等の	円滑な帰国の位	足進並び				
に永住帰国した中	国残留邦人等》	及び特定				
配偶者の自立の支	援に関する法律	車に基づ				
く指定施術機関の	指定	(")	"	
	公	告				
○大規模小売店舗立	地法に基づく変	変更の届				
出		(南丹広	以 域振興	局)	"	
○保安林の指定施業	要件の変更予定	足の通知				
の公告		(中丹広	域振興	局)	103	
○道路の指定 (乙	訓土木事務所、	山城南土	二木事務	所)	"	
	公安委員	会				
○落札者の決定					104	

京都府告示第58号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に より、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年2月26日

医療機関 の 名 称	所	在	地	開	設者名	指年	定月日
医療法人社団 大西内科医院		東小谷	ケ丘1630		孫法人社 大西内科 克	令 6.	1. 1
どいキッズク リニック	舞鶴市字	△浜451の	2	土≠	上 拓		II
畑歯科医院	"	(町23の	6	畑	慎太郎		II

いなみ矯正歯 科	宇治市広野町東裏62の1	居波 薫	6. 1. 1
V・drug 宇治槇島薬局	ル 槇島町本屋敷156	中部薬品株 式会社	6. 2. 1
内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁 目1の20	内藤 大介	6. 1. 1
医療法人若鮎 会馬場診療所	F 47 424 1 1 - 4 1 1 - 1	医療法人若 鮎会	IJ
薬局ダックス 長岡京今里二 丁目店	ッ 今里2丁目5の 15	シミズ薬品 株式会社	6. 2. 1
医療法人秋桜 会むらたファ ミリークリニ ック	八幡市男山石城8の19	医療法人秋桜会	6. 1. 1
峰山ゆう薬局	京丹後市峰山町杉谷小字 有田34の2	株式会社京 北調剤薬局	6. 2. 1
みのり訪問看 護ステーショ ン	木津川市相楽大里71の1	株式会社みのり	2. 2. 1
藤木医院	相楽郡精華町祝園西1丁 目24の15	藤木 健吾	6. 1. 1



京都府告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規 定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出が あった。

令和6年2月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所	在	地	開	設者名	廃 止 年月日	_
医療法人社団 大西内科医院	福知山市	î字堀130)6の2		孫法人社 (西内科 (五)	令 5.12.3	31
むちキッズク リニック	舞鶴市字	- 浜451の	2	鞭	熙	IJ	
畑歯科医院	<i>"</i>	美町23の	6	畑	東海男	IJ	
中田薬局	ル 字	洋, 溝尻 123	3	中田	3 玲子	2. 11. 3	30

いなみ矯正歯 科	宇治市広野町東裏62の1	居波	徹	5. 12. 31
内藤歯科医院	亀岡市千代川町千原1丁 目1の20	内藤	春生	IJ
医療法人若鮎 会馬場診療所	長岡京市今里西ノロ7の 1	医療活	长人若	11
むらたファミ リークリニッ ク	八幡市男山石城8の19	村田	真野	11
藤木医院	相楽郡精華町祝園西1丁 目24の15	藤木	新治	IJ



生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規 定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出が あった。

-10/01-

令和6年2月26日

京都府告示第60号

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者名	休 止 年月日
医療法人才田 小児科医院	宇治市寺	山台1		医療法人才 田小児科医 院	令 6. 1.15

京都府告示第61号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり 指定介護機関から廃止の届出があった。

+060+

令和6年2月26日

	開設者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	廃 止 年月日
内藤	春生	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導		亀岡市千代川町千原1丁目1の 20	令 5. 12. 31

京都府告示第62号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の 規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年2月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の	施術所の	施術所の所在地	指 定
氏 名	名 称		年月日
野村 和弘	フレアス在宅 マッサージ京 都伏見区施術 所	京都市伏見区深草ヲカヤ	令 5. 12. 18

+010+

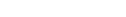
京都府告示第63号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年2月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者名		月日	
医療法人社団 大西内科医院		東小谷ク	- 丘1630	医療法人社団大西内科 医院		1.	1
どいキッズク リニック	舞鶴市字	浜451の	2	土井 扌	石	"	
畑歯科医院	森	町23の 6	i	畑 慎太郎	13	IJ	
いなみ矯正歯 科	宇治市広!	野町東裏	(62の 1	居波	蕉	"	
V・drug 宇治槇島薬局	" 槇	島町本屋	量數156	中部薬品材式会社	朱 6.	2.	1
内藤歯科医院	亀岡市千ヶ 目1の20	代川町千	原1丁	内藤 大須	个 6.	1.	1
医療法人若鮎 会馬場診療所		滝ノ町 1	丁目13	医療法人和 鮎会	吉	JJ	
薬局ダックス 長岡京今里二 丁目店	" 15	今里2丁	1目5の	シミズ薬品 株式会社	6.	2.	1
医療法人秋桜 会むらたファ ミリークリニ ック	八幡市男	山石城 8	の19	医療法人和 桜会	6.	1.	1
峰山ゆう薬局	京丹後市 有田34の		谷小字	株式会社及北調剤薬用		2.	1
みのり訪問看 護ステーショ ン	木津川市	相楽大里	<u>1</u> 71の 1	株式会社のり	² / ₂ .	2.	1
藤木医院	相楽郡精 目24の15	華町祝園	西1丁	藤木 健	昏 6.	1.	1



京都府告示第64号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年2月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関 の名称	所	在	地	開記	设者名	廃 止 年月日
医療法人社団 大西内科医院	福知山市	5字堀130	6の2		法人社 西内科	令 5. 12. 31
むちキッズク リニック	舞鶴市宇	- 浜451の	2	鞭	熙	IJ
畑歯科医院	"	美町23の 6	3	畑	東海男	IJ
中田薬局	" 字	≃溝尻123		中田	玲子	2. 11. 30
いなみ矯正歯 科	宇治市広	、野町東夏	复62の 1	居波	徹	5. 12. 31
内藤歯科医院	亀岡市千目1の20	午代川町∃)	F原1丁	内藤	春生	IJ
医療法人若鮎 会馬場診療所	長岡京市	「今里西ノ	/ロ7の	医療	法人若	<i>II</i>
むらたファミ リークリニッ ク	八幡市男	引山石城 8	3 の19	村田	真野	IJ
藤木医院	相楽郡精 目24の1	青華町祝園 5	園西1丁	藤木	新治	IJ

京都府告示第65号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から休止の届出があった。

+010+

令和6年2月26日

医療機関 の 名 称	所	在	地	開設者名	休年	止 月日
医療法人才田 小児科医院	宇治市寺2	·山台 1 ⁻	丁目9の	医療法人才 田小児科医 院	令 6.	1. 15

10/01

京都府告示第66号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和6年2月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

	開 設 者	サービスの種類	事業所の名称	所 在 地	廃 止 年月日
内藤	春生	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療 養管理指導		亀岡市千代川町千原1丁目1の 20	令 5. 12. 31



京都府告示第67号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年2月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の 氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
野村 和弘	フレアス在宅 マッサージ京 都伏見区施術 所	京都市伏見区深草ヲカヤ	令 5. 12. 18

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条

第1項の規定による変更の届出があったので、その届出 書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年2月26日

- 1 届出事項の概要
- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - ア 株式会社カインズ 本庄市早稲田の杜一丁目2番1号 代表取締役 高家 正行
 - イ 株式会社マツモト 亀岡市西竪町61番地の1 代表取締役 松本 隆文
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 カインズ亀岡店 亀岡市大井町並河四丁目20番地ほか
- (3) 変更の内容

変更した 事 項	変更前	変更後	変 更年月日	変更理由
店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に	株式会社カ インズ 本庄市早稲 田の杜一丁 目2番1号 代表取正行 ほか2業者	インズ 本庄市早稲 田の杜一丁 目2番1号 代表取締役 高家 正行	令 5.11.3 ほか	小売業者の代 表者及び住所 の変更並びに 未定テナント が確定したた め

- 2 届出年月日 令和6年2月8日
- 3 縦覧場所

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進 課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

4 縦覧期間

令和6年2月26日から令和6年6月26日まで

5 意見書の提出先

京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進

+060+-

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の3において 準用する同法第30条の規定により通知をする相手方の所 在が不分明のため、同法第189条の規定により、その通 知の内容を福知山市役所に掲示し、その要旨を次のとお り公告する。

令和6年2月26日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 通知の相手方の登記簿記載の住所及び氏名

天田郡三岳村字常願寺34番戸

門田 萬右衛門

天田郡三岳村字常願寺34番戸

門田 萬右ヱ門

天田郡三岳村字一ノ宮34番戸

門田 萬右ヱ門

天田郡三岳村字常願寺27番戸

正木 園太郎

天田郡三岳村字一ノ宮27番戸

正木 園太郎

天田郡三岳村字常願寺41番戸

小宮 岩藏

天田郡三岳村字常願寺33番戸

正木 円太郎

天田郡三岳村字常願寺687番地

正木 喜間太

- 2 通知の要旨
- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更 する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指 定された目的及び指定施業要件については、令和6 年京都府告示第35号による。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路の指定を次のとおり行った。 なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

-10101-

令和6年2月26日

指定番号	指 定 年月日	所管土木 事務所名	指定した道路の概要					
			位置	延	長	幅	員	事業計画
6 乙土建 第88号	令 6. 2.13	京都府乙訓土木事務所	向日市寺戸町東御泥1の1の一部、2の1の一部、3の1の一部、4の1の一部、5の一部、6の一部、7の一部、8の1の一部、8の2の一部、9の1の一部、12の2の一部、12の3の一部、12の5、12の6の一部、13の1の一部、13の2、13の3、14の1の一部、14の2から14の4まで、15の一部、16の一部、17の一部、18の一部、正田12の1の一部、13の1の一部、13の4、13の6の一部、13の9、14の一部、15の一部、19の1の一部、19の3の一部、19の4、20の一部、21の一部、22の一部、石田27の一部、市有地	66	m 66. 3	最小最大	m 9. 5 17. 0	向日市阪急 洛西口駅西 地区土地区 画整理事業
6 山南土 建 第 129 号	"	京都府山城南土木事務所	相楽郡精華町大字下狛小字下峠31の1の一部、36の一部、39の一部、大崩6の1の一部、6の2の一部、大谷1の1の一部、8の一部、袋谷1の一部、鬼谷1の一部、大谷口35の1の一部、57の一部、60の一部、砂川2の1の一部、2の5の一部、2の6の一部、大福寺6の1の一部、39の1の一部、下馬101の一部、片山91の一部	127	79. 6	最小最大	6. 0 14. 5	狛土地区画

公安委員会

京都府警察本部告示第21号

落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 2 月 26 日 京都府警察本部長 白 井 利 明

- 1 落札に係る物品の名称及び予定数量 レギュラーガソリン 80,000リットル
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 京都府警察本部総務部会計課 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
- 3 落札者を決定した日 令和5年12月14日
- 4 落札者の名称及び所在地 伊丹産業株式会社 伊丹市中央5丁目5番10号
- 5 落札金額 12, 320, 000円
- 6 契約の方法一般競争入札
- 7 入札公告日 令和5年2月17日

104